

○真狩村住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付要綱

令和6年5月21日
告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、真狩村内における新エネルギーの利用を促進するため、住宅用太陽光発電システム等を設置する者に対し、真狩村がその設置費用の一部を補助することにより、村民のエネルギー及び環境問題の意識の高揚を図り、地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及と温室効果ガスの排出抑制など、本村における地球温暖化対策を推進することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、自ら所有し居住している村内の住宅に新たに発電システムを設置する者で、次の各号のいずれにも該当する者。(住居の新築に合わせて太陽光発電システムを設置する場合は除く。)

- (1) 村内に住所を有し住居する者、又は第9条の設置完了報告書提出までに村内に住宅及び住所を有し居住する予定の者
- (2) 市町村税を滞納していない者

(対象設備の要件)

第3条 補助金の交付対象となる発電システムは、次の各号に掲げる要件をすべて満たしたものであるとする。

- (1) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅等において消費され、連携された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの。
- (2) 次の数値のうちいずれかが10kWh未満の太陽光発電システムであるもの。
 - ア 太陽電池の公称最大出力モジュール(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力。太陽電池モジュールの最大出力とは、日本工業規格(以下、JISという。)に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC等の国際規格も可とする。kW表示とし、小数点2桁未満は切り捨てる。)
 - イ パワーコンディショナーの定格出力(対象システムを構成するパワーコンディショナーの定格出力の合計値。kW表示とする。)
- (3) 太陽電池モジュールが、JISに基づく試験により認定されているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されているもの。
- (4) 定置用蓄電池を設置する場合、次の基準を満たしているもの。
 - ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること
 - イ 蓄電容量が17.76kWh未満であること
- (5) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。

- (6) 太陽光発電システムの発電量を計測及び記録できる機器が設置されているもの。
- (7) 太陽光モジュール、パワーコンディショナー、定置用蓄電池は未使用品であるもの。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表1に掲げる経費とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、発電システムを構成する太陽電池の最大出力に1kWあたり20,000円を乗じて得た額とし、5kWまでの額を上限とする。

2 前項の発電システムと同時に定置型蓄電池を設置する場合は次のうちいずれか低い額を加算する。

(1) 定置用蓄電池の蓄電容量に1kWhあたり20,000円を乗じて得た額とし、5kWhまでの額を上限とする。

(2) 補助対象経費(消費税相当額を除く。)に3分の1を乗じて得た額とし、上限額を100,000円とする。

3 第1項の発電システムを設置せず、定置型蓄電池を設置する場合の補助金の額は、前項と同様の額とする。

4 発電システムの最大出力及び定置型蓄電池の蓄電容量は、小数点以下2桁未満を切り捨てる。

5 補助金の額の算定にあたって、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象設備設置工事の着工前に真狩村住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の仕様書
- (2) 対象設備設置に係る費用の内訳が記載された見積書又は契約書の写し
- (3) 対象設備設置に係る図面
- (4) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、真狩村住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付決定通知書(別記様式第2号)又は真狩村住宅用太陽光発電システム等設置補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、当該申請者に通知しなければならない。

(変更承認申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」とい

う。)は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、真狩村住宅用太陽光発電システム等設置補助金変更(中止)承認申請書(別記様式第4号。以下「変更(中止)承認申請書」という。)に、必要に応じ第6条各号に掲げる書類を添付して、速やかに村長に提出しなければならない。

(変更承認決定)

第9条 村長は、前条の規定による変更(中止)承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の変更の可否を決定し、真狩村住宅用太陽光発電システム等設置補助金変更(中止)承認決定通知書(別記様式第5号)又は真狩村住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付変更(中止)不承認決定通知書(別記様式第6号)により、速やかに当該交付決定者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けた対象設備設置工事が完了したときは、真狩村住宅用太陽光発電システム等設置補助金実績報告書(別記様式第7号。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、工事完了後1か月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備設置に係る費用の内訳が記載された領収書の写し
- (2) 対象設備設置を示す写真
- (3) 電力会社との電力受給確認書の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 村長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、適正と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、真狩村住宅用太陽光発電システム等設置補助金額確定通知書(別記様式第8号)により当該交付決定者に通知する。

2 村長は、前項の規定による補助金額の確定後に交付決定者から真狩村住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付請求書(別記様式第9号)が提出されたときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 交付決定者は、交付決定後10年に達するまでの期間内において、村長の承認を受けずに補助金の交付を受け取得した発電システムを補助金交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保又は廃棄の用に供してはならない。

2 交付決定者は、前項により補助金の交付を受け取得した発電システムを処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(別記様式第10号)を提出しなければならない。

3 交付決定者は、天災地変その他交付決定者の責に帰することのできない理由により、当該対象設備が毀損され又は滅失したときは、その旨を村長に届け出なければならない。

(補助金の返還)

第 13 条 村長は、前条に規定する財産処分があったとき、又は、虚偽、その他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その全部又は一部を返還させる。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

設置対象経費

| | |
|-----------------|----------------|
| 太陽電池モジュール設置経費 | 架台設置経費 |
| インバータ設置経費 | 保護装置設置経費 |
| 接続箱設置経費 | 直流側開閉器設置経費 |
| 交流側開閉器設置経費 | 配線・配線器具の購入・据付費 |
| 発電システム設置工事に係る費用 | 定置型蓄電池購入費 |

別記様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

真狩村長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

真狩村太陽光発電システム等設置補助金交付申請書

真狩村太陽光発電システム等設置補助金を申請したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、支給要件の該当性を審査するため、真狩村長が住民基本台帳及び必要な税情報等に関する公簿を確認し、その他必要な資料を提出することに同意します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 補助対象設備の概要

| | | | |
|----------|---------------------------|----|-----|
| 設置場所 | 真狩村 | | |
| 対象設備 | 住宅用太陽光発電システム（最大出力の合計値 kW） | | |
| 補助対象経費 | 円 | | |
| 工事期間（予定） | 開始日 | 令和 | 年 月 |
| | 完了日 | 令和 | 年 月 |

3 添付書類

- (1) 対象設備の仕様書
- (2) 対象設備の設置に係る費用の内訳が記載された見積書又は契約書の写し
- (3) 対象設備にかかる図面
- (4) その他村長が必要と認める書類

別記様式第2号（第7条関係）

真狩村〇〇第 号
令和 年 月 日

様

真狩村長

真狩村太陽光発電システム等設置補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました真狩村太陽光発電システム等設置補助金について、次のとおり金 円を補助することに決定したので通知します。

| | | |
|---------|---|---|
| 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 補助金等の金額 | 金 | 円 |

別記様式第3号（第7条関係）

真狩村〇〇第 号
令和 年 月 日

様

真狩村長

真狩村太陽光発電システム等設置補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました真狩村太陽光発電システム等設置補助金について、下記の理由のとおり交付しないことに決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、真狩村長に対し審査請求をすることができます。

（問い合わせ先：真狩村企画情報課企画情報係 電話 0136-45-3613）

記

<理由>

別記様式第4号（第8条関係）

令和 年 月 日

真狩村長 様

(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

真狩村太陽光発電システム等設置補助金交付変更（中止）承認申請書

令和 年 月 日付け真狩村〇〇第 号で交付決定された真狩村太陽光発電システム等設置補助金について、補助事業の内容を下記のとおり変更(中止)したいので、真狩村太陽光発電システム等設置補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象経費及び補助金交付額

| 区 分 | 補助対象経費 | 補助金等交付額 |
|-----|--------|---------|
| 変更前 | 円 | 円 |
| 変更後 | 円 | 円 |

2 変更（中止）の内容

| 区 分 | 変 更 ・ 中 止 | |
|-----------|-----------------------------|-------|
| 対 象 設 備 | 住宅用太陽光発電システム(公称最大出力の合計値 kW) | |
| 変 更 箇 所 | 【変更前】 | 【変更後】 |
| 変更(中止)の理由 | | |

3 添付書類

- (1) 要綱第6条各号で変更箇所に関するもののうち、変更（中止）の内容が確認できる書類
- (2) その他村長が必要と認める書類

別記様式第5号（第9条関係）

真狩村〇〇第 号
令和 年 月 日

様

真狩村長

真狩村太陽光発電システム等設置補助金交付変更（中止）承認決定通知書

令和 年 月 日付けで変更（中止）承認申請のあった真狩村太陽光発電システム等設置補助金について、下記のとおり変更(中止)を承認します。

記

1 補助対象経費及び補助金交付額

| | | |
|---------|-------|---------|
| 補助対象経費 | (変更前) | 円 円) |
| 補助金等の金額 | (変更前) | 円 円) |

別記様式第6号（第9条関係）

真狩村〇〇第 号
令和 年 月 日

様

真狩村長

真狩村太陽光発電システム等設置補助金交付変更（中止）不承認決定通知書

令和 年 月 日付けで変更（中止）のあったことについて、下記の理由により承認しないことに決定したので通知します。

なお、このこと決定に不服がある場合は、本通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に真狩村長に対し、審査請求をすることができます。

（問い合わせ先：真狩村企画情報課企画情報係 電話 0136-45-3613）

記

<理由>

別記様式第7号（第10条関係）

令和 年 月 日

真狩村長 様

（交付決定者）住 所
氏 名
電話番号

真狩村太陽光発電システム等設置補助金実績報告書

真狩村太陽光発電システム等設置補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金等の内容

| | |
|---------------|------------------|
| 交付決定年月日及び〇〇番号 | 令和 年 月 日 真狩村〇〇 号 |
| 補助金等の決定額 | |
| 補助金等の実績額 | |

2 補助対象設備

| | |
|--------|---------------------------|
| 設置場所 | 真狩村 |
| 対象設備 | 住宅用太陽光発電システム（最大出力の合計値 kW） |
| 補助対象経費 | 円（消費性抜き） |
| 設置完了日 | 令和 年 月 |

3 添付書類

- (1) 対象設備設置に係る費用の内訳が記載された領収書の写し
- (2) 対象設備の設置状況を示す写真
- (3) 太陽電池の製造番号と実出力の対比ができる全太陽電池モジュールの出力対比表
- (4) その他村長が必要と認める書類

別記様式第8号（第11条第1項関係）

真狩村〇〇第 号
令和 年 月 日

様

真狩村長

真狩村太陽光発電システム等設置補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けの真狩村太陽光発電システム等設置補助金実績報書を審査した結果、下記のとおり補助金等の額を決定したので通知します。

記

1 確定額

| | |
|----------|---|
| 補助金等の確定額 | 円 |
|----------|---|

2 備考

別記様式第9号（第11条第2項関係）

令和 年 月 日

真狩村長 様

（交付決定者）住 所
氏 名
電話番号

真狩村太陽光発電システム等設置補助金交付請求書

真狩村太陽光発電システム等設置補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助金請求額

| | |
|------------------|---|
| 請求額 （補助金等確定額） | 円 |
|------------------|---|

2 振込先

| | | | |
|-----------------|-------|------|--|
| 金融機関名 | | | |
| 店舗名 | | | |
| 預金種別 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| （フリガナ） 口座名義人 | | | |

別記様式第10号（第12条関係）

令和 年 月 日

真狩村長 様

（申請者）住 所
氏 名
電話番号

財産処分承認申請書

真狩村太陽光発電システム等設置補助金交付要綱第12条第2項により、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

| | |
|--------|--|
| 対象設備 | |
| 交付金申請者 | |
| 設置場所 | |
| 設置年月日 | |
| 処分の方法 | |
| 処分の理由 | |
| 処分の時期 | |

別記様式第1号(第5条関係)

別記様式第2号(第6条関係)

別記様式第3号(第6条関係)

別記様式第4号(第7条関係)

別記様式第5号(第9条関係)

別記様式第6号(第9条関係)

別記様式第7号(第10条関係)

別記様式第8号(第11条第1項関係)

別記様式第9号(第11条第1項関係)

別記様式第10号(第11条第2項関係)

別記様式第11号(第12条関係)